



## 契 約 書

「第3版民事訴訟第一審手続の解説別冊記録」ほか32点の製造（単価契約）（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社ハップ（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）により請負契約（単価契約）を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、品名、規格及び契約単価等）

第1条 業務の名称、品名、規格、契約単価及び予定総額は次のとおりとする。

(1) 名 称 「第3版民事訴訟第一審手続の解説別冊記録」ほか32点の製造（単価契約）

(2) 品名及び規格 仕様書のとおり

(3) 契約単価 別表のとおり

(4) 予定総額 金4,116,879円

（うち消費税及び地方消費税額304,954円を含む）

※内訳については、別表のとおり

（契約期間、納入期限及び納入場所）

第2条 契約期間、成果物の納入期限及び納入場所は次のとおりとする。

(1) 契約期間 契約日から平成28年11月30日まで

(2) 納入期限 仕様書のとおり

(3) 納入場所 仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（業務内容等）

第4条 受注者は、この契約の条項に基づいて、仕様書に従った業務を行う。

（権利譲渡の禁止）

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払による弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請等の制限）

第6条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、書面による発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。この場合、下請負人の名称その他の必要な事項を発注者に通知しなければならない。

（業務の監督等）

第7条 発注者は、受注者の業務につき必要な監督を行うため、監督職員を定めて業務の工程の立会い、指示、承諾又は協議を行わせることができる。



- 2 受注者は、仕様書に基づく使用材料及び工程表を発注者に提供して、その承諾を受けるとし、仕様書に明示のない事項については、発注者の指示を受けなければならない。

(検査及び納入)

第8条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、その結果を受注者に通知するとともに、検査に合格したときは、遅滞なく成果物の引渡しを受けなければならない。
- 3 受注者は前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく成果物の取替え、補修その他必要な措置を講じ、速やかに再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 4 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合には、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。
- 5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(代金の支払)

第9条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。
- 3 受注者は、発注者及び受注者の協議により成果物を分割して引き渡した場合においては、その引き渡した部分に対する代金の支払を発注者に請求することができるものとし、この場合においては、前二項に準じた取扱いをするものとする。
- 4 支払代金は、各品目の頁数に印刷部数を乗じた数量に第1条(3)の単価を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）の合計に、消費税及び地方消費税額に相当する金額（1円未満の端数は切り捨て）を加算した金額とする。

(履行遅延の賠償)

第10条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により成果物の納入を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
- 3 前二項の遅延損害金は、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で、前項の場合においては納入が遅延した部分の代価に対し、遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で、それぞれ計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨て、その額が100円未満である場合は、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第11条 発注者がその責めに帰すべき事由により、第8条第2項又は第3項に規定する

期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

（危険負担等）

第12条 業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、受注者の負担とする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不能となった場合には、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

（瑕疵担保責任）

第13条 発注者は、成果物に隠れた瑕疵を発見したときは、受注者に対して相当の期間を定めて、受注者の費用で取替え、補修その他の措置を講じ、又は損害の賠償を請求することができる。この場合における担保の期間は、第8条第2項又は第3項の検査に合格したときから1年とする。

2 受注者が前項の期日までに、取替え、補修その他必要な措置を講じないときは、発注者は、受注者の負担において第三者にこれをさせることができる。

（秘密の保持）

第14条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、この業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第15条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は仕様書に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

（受注者の契約解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは仕様書に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を遂行することが不能となった場合には、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

（違約金）

第17条 前二条の規定により契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金

として予定総額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、予定総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の予定総額の10分の1に相当する額のほか、予定総額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受

注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第19条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第22条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来に渡っても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第23条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者において再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第24条 発注者は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第17条に定める方法等に従い、その損害を賠償するものとする。

（不当要求等に関する通報等）

第25条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（著作権）

第26条 成果物の著作権は、発注者に帰属する。

2 発注者は、本件著作物を使用し、複製し、改良し、又は第三者に対して使用を承諾する権利を有するものとする。

（紛争の解決）

第27条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関し発注者及び受注者間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（契約の疑義）

第28条 この契約に定めのない事項その他疑義がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

平成28年7月21日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所  
支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦



受注者 東京都江戸川区松江一丁目11番3号  
株式会社ハツ  
代表取締役 嵯峨昭夫

## 仕 様 書

### 1 件名

「第3版民事訴訟第一審手続の解説別冊記録」ほか32点の製造（単価契約）

### 2 品名, 予定頁数, 印刷部数及び納入期限等

別紙1から別紙4のとおり

※ 予定印刷物は別紙1から別紙4のとおり

なお、各印刷物の頁数及び印刷部数は予定であるため、増減する場合がある。

### 3 付帯納入物

(1) 別紙1から別紙4の各印刷物について、校了した原稿の電子データを、PDF形式（印刷用最終PDF（トンボなし））にして、CD-Rにより納入すること。

(2) CD-Rの納入数は、印刷物ごとに1枚とする。

### 4 契約期間

契約日から平成28年11月30日（水）まで

### 5 納入期限

(1) 司法研修所への納入は、原稿入稿日から原則として35日以内（最終日が裁判所の休日に当たるときは、その翌開庁日まで）とする。ただし、最終納入期限は、平成28年11月30日（水）とする。

(2) 別紙1から別紙4の納入場所欄に○を付したものの最高裁判所が別途指定する場所への納入は、平成28年9月1日（木）から同月30日（金）までの間とする。ただし、最終納入期限は、平成28年9月30日（金）とする。

(3) 校了した原稿の電子データの納入期限は、各印刷物の納入期限と同様とする。

### 6 納入場所

司法研修所（住所：埼玉県和光市南二丁目3番8号）及び最高裁判所が別途指定する場所（東京23区内又はその近郊の運送会社等。納入場所が司法研修所とそれ以外の場所の2か所である印刷物は、別紙1から別紙4の納入場所欄に○を付したもの。）

### 7 規格, 組版, 印刷方法, 刷色, 製本等

#### (1) 規格

A4判

#### (2) 組版

版下は、受注者が作成する。

なお、最高裁判所（以下「発注者」という。）から作成の基になる紙原稿を交付する。ただし、表紙表裏、裏表紙表裏、背表紙、分界紙、ノンプル、裏表紙右下部分の数字等の部分は、受注者が作成する。

また、発注者は、受注者に対し、発注者が必要と判断した場合に限り、写真、図版部分等のデータを交付する。

#### (3) 印刷方法

オフセット印刷

#### (4) 刷色

墨



(5) 製本

別紙1から別紙4の「製本」欄に「○」がある印刷物については、中とじ（針金とじ）で製本する。その余については、並製本無線とじ、くるみ製本で製本する。

(6) 分界紙

別紙1から別紙4の「分界紙」欄に「○」がある印刷物については、分界紙を挿入する。  
なお、分界紙は、表ページ右側及び裏ページ左側に1センチメートル程度の帯（アマカケ）を印刷する。

(7) 写真掲載予定の有無

別紙1から別紙3の「写真」欄に「○」がある印刷物については、写真掲載頁が予定されている。ただし、このほかの各印刷物についても、一、二頁程度の写真掲載頁が生じることがある。

(8) 折り込み頁予定の有無

別紙1から別紙4の各印刷物について、1件当たり一、二頁程度の折り込み頁が生じることがある。

(9) 余白（印刷位置）

印刷物の余白（天、地、小口、のど）は、見本として交付する印刷物と同じ位置で印刷する。

8 用紙種類

古紙リサイクル適性ランクリストで定める、Aランクに該当する資材のみを使用して製造し、裏表紙の表の左下部にその表示をすること。

契約時に別紙様式1「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を、納品時に別紙様式2「資材確認票（最終）」を発注者が指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に、それぞれ提出すること。

なお、再生上質紙については、いわゆるグリーン購入法に基づく基本方針の判断の基準を満たすこと。

(1) 別紙1から別紙3まで

ア 表紙：再生上質紙

(ア) 製本方法が中とじ（針金とじ）の場合 A判35kg

(イ) 製本方法が並製本無線とじ、くるみ製本の場合 A判70.5kg

イ 本文：再生上質紙 A判35kg

ウ 分界紙：再生上質紙 A判35kg

(2) 別紙4

ア 表紙：再生上質紙 A判86.5kg

イ 本文：クリームキンマリエコリング A判36.5kg 又はこれと同等のもの

9 校正作業等

(1) 校正回数 は2校を基準とするが、その目的に達しない場合は、この限りでない。

(2) 校正原稿は、受注者が司法研修所に持参することとし、提出する際には、必ず1頁につき複数人による内校正作業を実施し、誤字及び脱字がないか、図表等が正しく転載されているかなどを確認すること。確認後は、校正原稿の提出枚数にかかわらず、別紙様式3「作業報告書」を作成し、提出すること。

(3) 入稿から校了に至るまでの間に、原稿の差替え、追加、修正等があった場合には、校正後に行及び頁の修正があることを考慮すること。原稿の差替え、追加、修正等があった場合は、速やかに対応し、これにより工程に遅れが生じた場合は、再度、監督職員と調整の上、工程表を作成し、その遵守に努めること。

(4) 校正時の訂正については、随時、監督職員の指示に従うこと。

#### 10 その他

(1) 受注者は、本件印刷及び製本等作業について、この仕様書に定める事項を遵守して、製造し、納品すること。

(2) 受注者は、契約締結後2開庁日以内に、「作業体制図」及び別紙様式2「資材確認票」(使用予定)を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(3) 受注者は、本作業の履行が円滑に遂行できるように、本件業務に必要となる知識及び経験等を有した作業責任者を定めるものとする。

なお、発注者が本件業務の履行の円滑な遂行が困難であると判断した場合には、受注者は、発注者と協議の上、同責任者の交代等の必要な措置を講じるものとする。

(4) 受注者は、印刷物ごとに、原稿作成及び校正等のスケジュールについて監督職員と調整の上、速やかに工程表を作成して監督職員に提出し、その遵守に努めること。

(5) 受注者は、納品の際には、印刷物について全品検査をし、落丁、乱丁、油染み等がないことを必ず確認すること。

(6) 受注者は、複数案件の納期が重なる場合があるので、表紙の取り違いなどに備えたリスク管理に努めること。

(7) 受注者は、案件によっては校了から納品まで短期間になる場合があるので、その対応を図ること。

(8) 受注者は、本件作業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、本件作業の一部を第三者に委託する場合には、その理由と委託する範囲を明示した上、書面により発注者に申請し、事前に承諾を得ること。

(9) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。

(10) 本件印刷物の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(別紙1)

番号	品名	規格	予定頁数	印刷部数	型本(中とし(封金とじ)は○。空欄は無封とじ)	分界紙(有に○)	写真(有に○)	納入期限	納入場所(司研以外にもあるものに○)	備考(納品時期)
1	第3版民事訴訟第一審手続の解説別冊記録	A4	136	2000		○		※2	○	9月中旬
2	対話で考える民事事実認定-教材記録-1	A4	56	2400	○	○		※2	○	9月中旬
3	民事訴訟における争点整理-教材記録-1	A4	44	2000	○	○		※2	○	9月中旬
4	民事修習記録第492号	A4	123	1150		○		※1		9月下旬
5	民事修習記録第493号	A4	110	1150		○		※1		10月中旬
6	民事総合資料	A4	54	2200		○		※2	○	9月中旬
7	民事修習記録第495号	A4	46	2100		○		※1		11月中旬
8	民事弁護の基礎知識(増補版)	A4	116	2400		○		※2	○	9月中旬
9	民事弁護修習記録第173号(第1分冊)	A4	78	1100				※1		9月下旬
10	民事弁護修習記録第173号(第2分冊)	A4	70	1100				※1		9月下旬
11	民事弁護修習記録第174号(第1分冊)	A4	40	1100				※1		10月中旬
12	民事弁護修習記録第174号(第2分冊)	A4	72	1100				※1		10月中旬
13	民事弁護修習記録第176号(第1分冊)	A4	40	2200				※2	○	9月中旬
14	民事弁護修習記録第176号(第2分冊)	A4	32	2200				※2	○	9月中旬

※1 原稿入稿日から原則として35日以内とし、最終納入期限は、平成28年11月30日とする。

※2(1) 司法研修所への納入は、原稿入稿日から原則として35日以内とする。ただし、最終納入期限は、平成28年11月30日とする。

(2) 司法研修所以外の最高裁判所が別途指定する場所への納入は、平成28年9月1日から同月30日までの間とする。ただし、最終納入期限は、平成28年9月30日とする。

(別紙2)

番号	品名	規格	予定頁数	印刷部数	製本(中とじ(料金とじ)は○。空欄は無線とじ)	分界紙(有に○)	写真(有に○)	納入期限	納入場所(司研以外のもの○)	備考(納品時期)
1	司法研修所における事務の取扱いについて(70期導入)	A4	40	2100	○			※1		11月上旬
2	司法修習開始までの準備について	A4	50	2200	○			※2	○	9月中旬

※1 原稿入稿日から原則として35日以内とし、最終納入期限は、平成28年11月30日とする。

※2(1) 司法研修所への納入は、原稿入稿日から原則として35日以内とする。ただし、最終納入期限は、平成28年11月30日とする。

(2) 司法研修所以外の最高裁判所が別途指定する場所への納入は、平成28年9月1日から同月30日までの間とする。ただし、最終納入期限は、平成28年9月30日とする。

## (別紙3)

番号	品名	規格	予定頁数	印刷部数	製本(中とし)は○。空欄は無縁とし	分界紙(有に○)	写真(有に○)	納入期限	納入場所(司研以外にもあるものに○)	備考(納品時期)
1	プリペアー刑事裁判(仮)	A4	100	2200		○		※2	○	9月中旬
2	刑事修習記録第383号	A4	56	850				※1		11月中旬
3	刑事事実認定教材第17号	A4	32	1950	○		○	※1		10月中旬
4	刑事争点整理教材第12号(本冊)	A4	48	2000			○	※1		10月中旬
5	刑事争点整理教材第12号(類型証拠)	A4	20	2000	○			※1		10月中旬
6	検察演習問題(改訂版)	A4	30	1850				※2	○	9月中旬
7	第70期司法修習検察導入講義 参考事例	A4	18	2150	○			※2	○	9月上旬
8	検察修習記録第393号	A4	52	1950				※1		10月中旬
9	検察修習記録第394号(本冊)	A4	58	1950				※1		10月中旬
10	検察修習記録第394号(別冊)	A4	112	1950			○	※1		10月中旬
11	検察修習記録第395号	A4	120	850			○	※1		11月中旬
12	刑事弁護講義ノート(平成25年7月版)(裏記2609)	A4	44	1300	○			※2	○	9月中旬
13	刑事弁護起案資料第15号	A4	24	2200	○	○	○	※2		9月中旬
14	刑事弁護起案資料第16号(第2分冊)	A4	36	1950	○	○	○	※1		10月中旬
15	刑事弁護起案資料第16号(第3分冊)	A4	16	1950	○	○		※1		11月中旬

※1 原稿入稿日から原則として35日以内とし、最終納入期限は、平成28年11月30日とする。

※2(1) 司法研修所への納入は、原稿入稿日から原則として35日以内とする。ただし、最終納入期限は、平成28年11月30日とする。

(2) 司法研修所以外の最高裁判所が別途指定する場所への納入は、平成28年9月1日から同月30日までの間とする。ただし、最終納入期限は、平成28年9月30日とする。



(別紙様式1)

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

工程	実現	基準(要求内容)	
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化(DTP化)率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	②印刷版(アルミ基材のもの)の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	③廃ウエス容器や洗浄剤容器に蓋をする等のVOCの発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	デジタル	はい/いいえ	⑤損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
		はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい/いいえ	⑦損紙等(印刷工程から発生する損紙、残紙)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。	
	はい/いいえ	⑨損紙等(光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム)の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
製本加工	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	⑪損紙等(製本工程から発生する損紙)の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。	

(備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

(別紙様式2)

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： \_\_\_\_\_

資材確認票 (使用予定・変更・最終)

\_\_\_\_\_ 株式会社

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	備考
用紙	本文					
	表紙					
	見返し					
	カバー					
インキ類						
加工	製本加工					
	表面加工					
	その他加工					
その他						



使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
AまたはB ランクの資材のみ使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはD ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	



(別紙様式3)

監督職員

確認印

確認印

平成 年 月 日

## 作業報告書

の第 回校正原稿を提出するとともに、本作業における  
作業従事者を下記のとおり報告します。

記

○組版責任者 \_\_\_\_\_ 印

原稿受領日 平成 年 月 日

組版作業完了日 平成 年 月 日

内校責任者送付日 平成 年 月 日

○内校責任者 \_\_\_\_\_ 印

内校作業完了日 平成 年 月 日

\_\_\_\_\_ 印

内校作業完了日 平成 年 月 日

営業担当送付日 平成 年 月 日

(注意)

- 各責任者は、工程ごとに日付を記入し、作業完了後は、記名押印の上、速やかに次の責任者へ原稿を送付すること。
- 校正作業上の注意として、組版責任者（オペレーターを含む。）は、元原稿又は画面上の原稿と校正原稿とが合致していることを必ず確認してから作業に入ること。  
また、司法研修所が加えた赤字修正部分に不明な点があった場合は、速やかに司法研修所に確認し、作業を継続すること。
- 内校は1頁につき複数態勢で行い、元原稿の赤字修正以外の部分についても必ず確認すること。

(別表)

「第3版民事訴訟第一審手続の解説別冊記録」ほか32点の製造(単価契約)

【内訳書】

No.	品名	規格	予定頁数	部数	単価	金額
1	第3版民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録	A4	136頁	2,000部	1.00円	272,000円
2	対話で考える民事事実認定-教材記録-	A4	56頁	2,400部	0.90円	120,960円
3	民事訴訟における争点整理-教材記録-	A4	44頁	2,000部	1.00円	88,000円
4	民事修習記録第492号	A4	123頁	1,150部	1.30円	183,885円
5	民事修習記録第493号	A4	110頁	1,150部	1.30円	164,450円
6	民事総合資料	A4	54頁	2,200部	1.10円	130,680円
7	民事修習記録第495号	A4	46頁	2,100部	1.10円	106,260円
8	民事弁護の基礎知識(増補版)	A4	116頁	2,400部	1.00円	278,400円
9	民事弁護修習記録第173号(第1分冊)	A4	78頁	1,100部	1.30円	111,540円
10	民事弁護修習記録第173号(第2分冊)	A4	70頁	1,100部	1.40円	107,800円
11	民事弁護修習記録第174号(第1分冊)	A4	40頁	1,100部	1.50円	66,000円
12	民事弁護修習記録第174号(第2分冊)	A4	72頁	1,100部	1.40円	110,880円
13	民事弁護修習記録第176号(第1分冊)	A4	40頁	2,200部	1.20円	105,600円
14	民事弁護修習記録第176号(第2分冊)	A4	32頁	2,200部	1.20円	84,480円
15	司法研修所における事務の取扱いについて(70期導入)	A4	40頁	2,100部	0.90円	75,600円
16	司法修習開始までの準備について	A4	50頁	2,200部	0.90円	99,000円
17	ブリエア-刑事裁判(仮)	A4	100頁	2,200部	1.00円	220,000円
18	刑事修習記録第383号	A4	56頁	850部	1.60円	76,160円
19	刑事事実認定教材第17号	A4	32頁	1,950部	1.00円	62,400円
20	刑事争点整理教材第12号(本冊)	A4	48頁	2,000部	1.20円	115,200円
21	刑事争点整理教材第12号(類型証拠)	A4	20頁	2,000部	0.90円	36,000円
22	検察演習問題(改訂版)	A4	30頁	1,850部	1.30円	72,150円
23	第70期司法修習検察導入講義 参考事例	A4	18頁	2,150部	0.90円	34,830円
24	検察修習記録第393号	A4	52頁	1,950部	1.10円	111,540円
25	検察修習記録第394号(本冊)	A4	58頁	1,950部	1.10円	124,410円
26	検察修習記録第394号(別冊)	A4	112頁	1,950部	1.00円	218,400円
27	検察修習記録第395号	A4	120頁	850部	1.50円	153,000円
28	刑事弁護講義ノート(平成25年7月版)(裏記2609)	A4	44頁	1,300部	1.10円	62,920円
29	刑事弁護起案資料第15号	A4	24頁	2,200部	1.00円	52,800円
30	刑事弁護起案資料第16号(第2分冊)	A4	36頁	1,950部	0.90円	63,180円
31	刑事弁護起案資料第16号(第3分冊)	A4	16頁	1,950部	1.00円	31,200円
32	平成27年版少年審判手続について	A4	38頁	1,900部	1.40円	101,080円
33	平成28年度版 検察終局処分起案の考え方	A4	62頁	2,300部	1.20円	171,120円
小計						3,811,925円
消費税及び地方消費税額(8%)						304,954円
合計						4,116,879円

※上記金額には、校正した原稿の電子データ代金等を含む。

